農山漁村六次産業化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　農林漁業者の加工・販売等への取組促進に係るもの
二　農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に係るもの
三　小水力等農村地域資源利活用促進事業に係るもの
成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金
都市農村交流等対策推進交付金
都市農村交流等対策整備交付金
中山間地域等直接支払交付金
農地・水保全管理支払交付金
農山漁村活性化対策整備交付金
農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業に係るものを除く。）
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
農業用施設災害復旧事業費補助
農地災害復旧事業費補助
海岸保全施設等災害復旧事業費補助
農業用施設等災害関連事業費補助
森林資源地方公共団体管理費補助金
保安林整備事業費等補助金
森林病害虫等防除事業費補助金
森林整備地域活動支援交付金
林業技術者等育成事業費補助金
林業普及指導事業交付金
林業・木材産業改善資金造成費補助金
森林整備・林業等振興整備交付金
森林整備・林業等振興推進交付金
漁業調整委員会等交付金
沿岸漁業改善資金造成費補助金
水産業改良普及事業交付金
環境・生態系保全活動支援交付金
離島漁業再生支援交付金
水産業強化対策整備交付金
水産業強化対策推進交付金
農地保有合理化促進対策費補助金（農地保有合理化促進事業費のうち社団法人分に係るものを除く。）
地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を除く。）
沖縄振興公共投資交付金
治山事業費補助
農業生産基盤保全管理・整備事業費補助
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助
農地等保全事業費補助
森林環境保全整備事業費補助
水産基盤整備事業費補助
農業・食品産業強化対策推進交付金
林業振興整備費補助金
水産業共同利用施設復旧整備費補助金

表事務の内容の欄第二十号中「規定」の下に「による補助事業等」を加える。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号の規定は、平成二十四年度予算に係る補助金等の交付に関するものから適用し、平成二十三年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十二日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「地域自主戦略交付金　地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金及び指導監督交付金のうち汚水処理施設整備交付金に係るものを除く。）」を「地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金及び指導監督交付金を除く。）」に改め、「公害防除特別土地改良事業費補助」を削る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号の規定は、平成二十四年度予算に係る補助金等の交付に関するものから適用し、平成二十三年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第六百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道1号改築工事（栗東水口道路・滋賀県湖南市石部北五丁目地内から栗東市六地蔵字釣り山地内まで）並びにこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事及び附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　滋賀県湖南市石部北五丁目、石部北二丁目、石部西三丁目及び石部緑台二丁目地内

滋賀県栗東市六地蔵字枝ヶ谷、字尾張田、字杉谷、字平山、字奥山田、字丸塚、字小丸塚、字山田ヶ谷、字懐谷、字山田及び字釣り山地内

2　使用の部分　滋賀県湖南市石部北五丁目、石部西三丁目及び石部緑台二丁目地内

滋賀県栗東市六地蔵字平山、字奥山田、字丸塚、字小丸塚、字山田ヶ谷、字懐谷及び字釣り山地内